

亀山市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月30日

亀山市長 櫻井義之

亀山市条例第14号

亀山市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

亀山市議会議員政治倫理条例（平成22年亀山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。	(政治倫理基準) 第3条 議員は、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）</u> その他の公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。
(1) 品位と名誉を損なう行為により、 <u>市民等の信頼を損なわないこと。</u> (2) <u>地位による影響力を行使して、自</u>	(1) <u>その</u> 品位と名誉を損なう行為により、 <u>議会に対する</u> 信頼を損なわないこと。 (2) <u>その</u> 権限や地位を利用して、自己

<p>己や特定の者の利益を図らないこと。</p> <p>(3) 市が締結する<u>請負</u>その他の契約、 <u>市が行う許可、認可等の処分</u>その他の <u>行為に関し</u>、特定の企業、団体又 は個人のために有利な取り計らいを しないこと。</p>	<p>や特定の者の利益を図らないこと。</p> <p>(3) 市<u>(市が出資している公益法人等</u> <u>を含む。)</u>が締結する<u>請負契約</u>その 他の契約、<u>許認可等</u>に<u>関して</u>、特定 の企業、団体又は個人のために有利 な取り計らいをしないこと。</p>
<p>(4) <u>地位又は権限を利用して金品の授</u> <u>受を行わないこと。</u></p>	<p>(4) <u>公正を疑われるような金品の授</u> <u>受を行わないこと。</u></p>
<p>(5) 政治的又は道義的な批判を受ける <u>ような政治活動に関する寄附を受け</u> <u>ないこと。</u>その後援団体について も、同様とする。</p>	<p>(5) <u>企業、団体等から、政治的又は道</u> <u>義的な批判を受けるような政治活動</u> <u>に関する寄附を受けないこと。</u>その 後援団体についても、同様とする。</p>
<p>[(6) 及び (7) 略]</p> <p>(8) <u>ハラスメント</u>その他人権侵害のお <u>それのある行為をしないこと。</u> <u>(審査の付託)</u></p>	<p>[(6) 及び (7) 略]</p> <p>(8) <u>別に定める議員政治倫理指針を尊</u> <u>重すること。</u> <u>(事前調査)</u></p>
<p>第5条 議長は、前条の規定により審査 の請求がなされたときは、あらかじめ 当該請求が適正であることを確認した 上で、速やかに次条に規定する<u>亀山市</u> <u>議会議員政治倫理審査委員会</u>にその審 査を付託しなければならない。</p>	<p>第5条 議長は、前条の規定により審査 の請求がなされたときは、あらかじめ 当該請求の内容を調査するものとする。</p>
<p>(亀山市議会議員政治倫理審査委員会)</p>	<p>(亀山市議会議員政治倫理審査委員会)</p>
<p>第6条 <u>議長の付託を受け、審査の請求</u> <u>のあった案件について審査するため、</u> <u>亀山市議会議員政治倫理審査委員会</u>（ 以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>第6条 <u>審査の請求をされた案件を審査</u> <u>するため、亀山市議会議員政治倫理審</u> <u>査委員会</u>（以下「委員会」という。） を置く。</p>
<p>2 <u>委員会は、審査の結果について議長</u> <u>に報告するものとする。</u></p>	<p>2 議長は、事前調査の結果、審査を必 要とする場合は、速やかに委員会に付</p>

[3 略]

(審査の結果の通知)

第7条 議長は、前条第2項の規定により委員会から審査の結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して、審査の結果を通知しなければならない。

(意見書の提出)

第8条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長が指定する期限までに議長に対し意見書を提出することができる。

(審査の結果及び意見書の概要の公表)

第9条 議長は、審査の結果を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、前条の規定による意見書の提出の有無を確認した上で行わなければならない。この場合において、意見書の提出があったときは、当該意見書の概要を併せて公表するものとする。

(違反に対する措置)

託しなければならない。

[3 略]

(議長への報告)

第7条 委員会は、審査の結果について議長に報告するものとする。

(審査の結果の通知及び公表)

第8条 議長は、委員会から審査の結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して、審査の結果を通知しなければならない。

2 議長は、次条第1項に規定する意見書の提出の有無を確認のうえ、審査の結果を公表しなければならない。

(意見書の提出及び公表)

第9条 審査の請求をされた議員は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、第1項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果を公表するに当たり、意見書の概要を併せて公表するものとする。

(違反に対する措置)

第10条 議長は、第6条第2項の規定により委員会から受けた報告について、第3条に規定する政治倫理基準に違反する事実があると認められたときは、委員会が必要と認める措置を講ずるものとする。

(議長職務の代行)

第11条 議長について審査の請求がなされた場合における第4条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「議長」とあるのは、「副議長」とする。

2 議長及び副議長について共に審査の請求がなされた場合における第4条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「議長」とあるのは、「議会運営委員会が指名する議員（議長及び副議長と共に審査の請求がなされた議員がある場合にあっては、当該議員以外の議員のうちから議会運営委員会が指名する議員）」とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

第10条 議長は、第7条の規定により委員会から報告を受けた事項について、第3条に規定する政治倫理基準に違反する事実があると認められたときは、委員会が必要と認める措置を講ずることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が委員会に諮って定める。

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。